

第41号議案

文京区立幼稚園型認定こども園条例

上記の議案を提出する。

令和6年8月19日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 丹羽 恵玲奈

文京区立幼稚園型認定こども園条例

(目的)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）の規定に基づき、文京区立幼稚園型認定こども園（以下「幼稚園型認定こども園」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めることにより、小学校就学前の幼児に対して一貫した教育及び保育を行うことを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 教育及び保育 法第六条の規定により行う教育及び保育をいう。
- 二 幼稚園 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園をいう。
- 三 保育機能施設 法第二条第四項に規定する保育機能施設をいう。
- 四 一号認定利用 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第一号の区分に該当する幼児の保護者が市町村（特別区を含む。以下同じ。）から同法第二十条第一項の規定による認定を受けている場合に、当該幼児が満三歳に達した日の翌日以後における最初の四月一日から小学校就学の始期に達するまでの期間に幼稚園型認定こども園を利用することをいう。
- 五 二号認定利用 子ども・子育て支援法第十九条第二号の区分に該当する幼児の保護者が市町村から同法第二十条第一項の規定による認定を受けている場合に、当該幼児が満三歳に達した日の翌日以後における最初の四月一日から小学校就学の始期に達するまでの期間に幼稚園型認定こども園を利用することをいう。
- 六 三号認定利用 子ども・子育て支援法第十九条第二号又は第三号の区分に該当する幼児の保護者が市町村

から同法第二十条第一項の規定による認定を受けている場合に、当該幼児が満一歳に達した日の翌日以後における最初の四月一日から満三歳に達した日以後における最初の三月三十一日までの期間に幼稚園型認定こども園を利用することをいう。

(設置等)

第三条 幼稚園型認定こども園を別表のとおり設置する。

2 幼稚園型認定こども園は、幼稚園及び当該幼稚園と一体的に設置された保育機能施設により構成する。

(運営)

第四条 幼稚園型認定こども園は、法第三条第四項第一号口の規定に該当する施設として運営する。

(事業)

第五条 幼稚園型認定こども園は、次に掲げる事業を行う。

- 一 教育及び保育
 - 二 預かり保育
 - 三 延長保育
 - 四 年末保育
 - 五 子育て支援事業
 - 六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会（以下「委員会」という。）が必要があると認めた事業
- (休園日)

第六条 幼稚園型認定こども園の休園日は、次のとおりとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めたと き（第十四条の規定による年末保育を行うときを含む。）は、これを変更し、又は臨時に休園日を定めることができる。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（開園時間）

第七条 幼稚園型認定こども園の開園時間は、午前七時十五分から午後七時十五分までとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（教育及び保育の対象）

第八条 幼稚園型認定こども園における教育及び保育は、満一歳に達した日の翌日以後における最初の四月一日から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象に行うものとする。

（教育及び保育を行う日及び時間）

第九条 幼稚園型認定こども園における教育及び保育は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日及び時間に行うものとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

一 一号認定利用 月曜日から金曜日まで（別に定める日を除く。）の学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する教育課程に係る教育時間

二 二号認定利用及び三号認定利用（以下「二号・三号認定利用」という。） 月曜日から土曜日までの午前七時十五分から午後六時十五分までの範囲内の時間

（教育及び保育の実施基準）

第十条 一号認定利用に係る教育及び保育は、子ども・子育て支援法第十九条第一号の区分に該当する幼児の保護者が同法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定を受けた場合（当該幼児が区の区域内（以下「区内」

という。)に居住する場合に限る。)に行うものとする。

- 2 二号・三号認定利用に係る教育及び保育は、子ども・子育て支援法第十九条第二号又は第三号の区分に該当する幼児の保護者が同法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定を受けた場合(二号認定利用に係る教育及び保育にあつては、当該幼児が区内に居住する場合に限る。)に行うものとする。

(保育料)

- 2 第十一条 委員会は、前条第一項に規定する一号認定利用に係る教育及び保育を受けている幼児の保護者から文京区立幼稚園使用条例(昭和三十九年三月文京区条例第二十号)第五条第一項に規定する額を徴収する。

- 2 区长及び教育委員会(以下「区长等」という。)は、前条第二項に規定する二号・三号認定利用に係る教育及び保育を受けている幼児の保護者から文京区保育所における保育に関する条例(昭和六十二年三月文京区条例第十一号)第五条第一項から第三項までの規定により得られた額を徴収する。

- 3 前項の規定にかかわらず、前条第二項の規定により教育及び保育を受けた三号認定利用に係る幼児の保護者が区の区域外に居住する場合は、区长は、当該保護者から当該保護者の居住する市町村が定める額を徴収する。

(預かり保育)

- 第十二条 第五条第二号に規定する預かり保育は、第十条第一項に規定する一号認定利用に係る教育及び保育を受けている幼児の保護者が第九条第一号に規定する時間のほかに教育活動を希望する場合に、当該幼児について行うものとする。

- 2 前項の規定による預かり保育に係る保育料(以下「預かり保育料」という。)の額は、文京区立幼稚園使用条例第五条第二項及び第三項に規定する額とする。

- 3 前二項に定めるもののほか、預かり保育に関し必要な事項は、別に定める。

(延長保育)

第十三条 第五条第三号に規定する延長保育は、第十条第二項に規定する二号・三号認定利用に係る教育及び保育を受けている幼児の保護者が第九条第二号に規定する時間のほかに保育を必要とする場合に、当該幼児について行うものとする。

2 前項の規定による延長保育に係る利用料（以下「延長保育利用料」という。）の額は、文京区保育所における保育に関する条例第六条の規定により得られた額とする。

3 前二項に定めるもののほか、延長保育に関し必要な事項は、別に定める。

（年末保育）

第十四条 第五条第四号に規定する年末保育は、第十条第二項に規定する二号・三号認定利用に係る教育及び保育を受けている幼児の保護者が十二月二十九日及び三十日（日曜日を除く。）の午前七時十五分から午後六時十五分までの間の保育を必要とする場合に、当該幼児について行うものとする。

2 前項の規定による年末保育に係る費用については、これを徴収しない。

3 前二項に定めるもののほか、年末保育に関し必要な事項は、別に定める。

（保育料等の額の通知）

第十五条 区長等は、第十一条の規定により徴収する保育料、預かり保育料若しくは延長保育利用料（以下「保育料等」という。）の額を決定したとき又はその額を変更したときは、保護者に通知しなければならない。

（納期限）

第十六条 保護者は、前条の規定により通知された保育料等を指定された期限までに納付しなければならない。

（督促）

第十七条 区長等は、保護者が納期限までに保育料等を納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。

(保育料等の減免)

第十八条 区長等は、保育料等の納付につき、特に必要があると認めるときは、申請に基づきその保育料等を減額し、又は免除することができる。

(保育料等の不還付)

第十九条 既納の保育料等は、還付しない。ただし、区長等がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(給食の提供)

第二十条 幼稚園型認定こども園においては、入園している幼児に対し、給食を提供する。

(子育て支援事業)

第二十一条 幼稚園型認定こども園は、第五条第五号に規定する子育て支援事業として、次に掲げる事業を行う。

- 一 子育てをしている保護者同士の交流の場及び子どもの遊び場の提供
- 二 子育て家庭の保護者等に対する相談及び助言
- 三 前二号に掲げるもののほか、委員会が必要があると認めた事業

(委任)

第二十二条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 文京区立認定こども園元町幼稚園の利用に関し必要な手続その他の準備については、この条例の施行の前

においても行うことができる。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

3 職員の給与に関する条例(昭和三十四年七月文京区条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「文京区立幼稚園」の下に「及び幼稚園型認定こども園」を加え、同項第二号中「文京区立幼稚園」の下に「幼稚園型認定こども園」を加える。

(文京区職員定数条例の一部改正)

4 文京区職員定数条例(昭和五十年三月文京区条例第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「含む。」を「含む。以下同じ。」及び幼稚園型認定こども園」に、「及び監査委員」を「並びに監査委員」に改める。

第二条第一項の表四の項中「学校」の下に「及び幼稚園型認定こども園」を加える。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

5 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十年三月文京区条例第四号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「文京区立幼稚園」の下に「及び文京区立幼稚園型認定こども園」を加える。

(文京区立認定こども園条例の一部改正)

6 文京区立認定こども園条例(平成二十七年十月文京区条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「文京区立認定こども園」の下に「文京区立幼稚園型認定こども園条例(令和六年 月文京区条例第 号)第三条第一項に規定する幼稚園型認定こども園を除く。」を加える。

(文京区立学校設置条例の一部改正)

7 文京区立学校設置条例(昭和三十四年四月文京区条例第十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「幼稚園」の下に「(文京区立幼稚園型認定こども園条例(令和六年 月文京区条例第 号)

第三条第一項に規定する幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園を除く。以下同じ。)を加える。

別表一の部文京区立湯島幼稚園の項を削る。

(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

8 幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成十二年三月文京区条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「文京区立幼稚園」の下に「及び文京区立幼稚園型認定こども園(以下「幼稚園」という。)」を加える。

(幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

9 幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成十二年三月文京区条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「文京区立幼稚園」の下に「及び文京区立幼稚園型認定こども園」を加える。

(幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

10 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十二年三月文京区条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「文京区立幼稚園」の下に「及び文京区立幼稚園型認定こども園(以下「幼稚園」という。)」を加える。

別表(第三条関係)

名 称	位 置
文京区立認定こども園元町幼稚園	東京都文京区本郷一丁目一番十九号